

起案・保費		国保年金課		公印	
起案	平成 年 月 日	決着完了	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
分類記号	07・05・15	保存期間	3 年		
市長	副市長	部長	次長	課長	係長 担当者
				高	斎

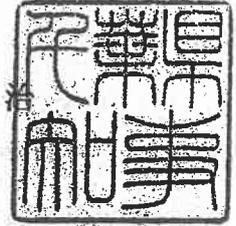
習志野市長 様

習志野市個人情報保護条例第9条3項に基づき、  
6月下旬の審議会に諮問いたします。  
なお、別途起案いたします。

保指第211号-16

平成30年4月27日

千葉県知事 鈴木 栄



保険給付の審査及び支払等に係る情報の提供の求めについて（通知）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の3の規定に基づく習志野市に対する情報の提供の求めに関して、以下のとおり通知します。

つきましては、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）第1条第2項の規定に基づく本県に対する情報提供に関し、同意書の提出をお願い申し上げます。

記

1 提供を求める情報の利用目的

国民健康保険法第75条の3の規定に基づき、管内市町村による保険給付の適正な実施の確保及び国民健康保険保険給付費等交付金の適正な交付が図られるよう、広域的又は医療に関する専門的な見地から保険給付の点検調査等を実施することを目的とする。

2 提供を求める情報について

- (1) 管内被保険者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別
- (2) 管内被保険者に係る被保険者証の記号番号
- (3) 管内被保険者に係る療養が行われた年月日
- (4) 管内被保険者に係る療養が行われた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び住所



(5) その他当該市町村による保険給付の審査及び支払いに係る情報

3 千葉県が閲覧を行う期間

平成30年6月1日(金) ~ 平成31年3月31日(日)

4 提供の方法

千葉県が、国保総合システム専用端末を活用して「2 提供を求める情報について」の情報を閲覧することをもって、市町村からの情報提供に代えることとする。

5 提出方法、提出期限

別紙様式により、平成30年5月31日(木)までに提出する。

6 その他

提供を受けた個人情報については、千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、厳正に管理を行い、この目的以外には利用しない。

【担当者】

千葉県健康福祉部

保険指導課国保運営室

伊藤(043-223-2591)